

令和元年 5 月 7 日

改元に伴う市税に関する通知等の元号の取扱いについて

平成 31 年 4 月 1 日に元号を改める政令が公布され、5 月 1 日から元号が「令和」に改められることとなりました。これに伴い、改元の日以降に発送する川崎市の公文書につきましては、原則として新元号（「R」など「令和」を表す記号を含みます。）で表記することとしています。

ただし、納税通知書、納付書、証明書、督促状など市税に関する通知、文書等につきましては、システム処理の都合などにより、改元の日以降に交付するものでも、年又は年度を「平成」（「H」など「平成」を表す記号を含みます。）で表記している場合があります。「平成」の表記は有効なものとして取り扱われ、法律上の効果も変わりません。

このため、市税に関する通知等におきましては、「平成」と表記されている年又は年度は、新元号に対応する年又は年度に読み替えていただきますようお願い申し上げます。

川 崎 市